（日曜日休刊）（定價金三錢）

時事新報

第千三百四十五號
明治十九年八月四日 水曜日
舊丙戌七月五日（丙、申）
日出午前五時十一分 入午後七時三十分
月出午後九時四十八分 入午前八時二十三分
滿潮午前八時四十八分 干午後八時四十八分
（西暦一千八百八十六年）

時事報報

日本酒稅

我政府は本月二日の官報を以て勅令第六十號幷に同第六十一號を公布し日本酒稅ゑ關する法律を改正幷に新設する所ありたり其六十號は明治十五年十二月第六十一號布告の酒造稅則附則と改正したるものゑして改正の次第は從來三年間の經驗に由る尚ほ不十分ありと認めたる者を增補したるならんと思はるゝ位の事にして格別著るしき變化なきが如し唯舊則に比すれば頗る綿密と加へたりといふに過ぎざるのみ然るゑ其第六十一號は「朝鮮國ニ於テ製造シテ日本國ニ輸入スル日本酒類ニハ當分ノ内左ノ割合ヲ以テ海關稅ヲ徵收ス釀造酒一石ニ付金四圓蒸溜酒一石ニ付金五圓再製酒一石ニ付金六圓」とある僅々數十の文字に過ぎざれども蓋し酒造稅則幷に海關稅則に關する一大新事ありと稱するの眞に値るものなるべん日本酒を類別して一石に付四圓五圓六圓の海關稅と定めたるは內國に酒造稅と同一の標準ゑ由りたるものにして彼是偏重偏輕の事なるにあらざるゑり例へば日本の灘にて釀造する酒にも朝鮮は釜山にて釀造する酒ゑも之を日本國內にて消費せんとするゑ當ては同ぢく四圓の釀造稅或ゑ海關稅を拂はざるべからざるものにして灘の酒造人と釜山の酒造人とをして同一の地位に立さしめたる譯柄なり抑も日本と朝鮮との間ゑは日本輸出入海關稅の事に關して是迄何等の條約なるゑし故に我輩は是迄日本より朝鮮へ輸出し又は朝鮮より日本へ輸入する品物に對しては何樣の海關稅を課し來りしや未だ詳かに聞くを得ずといへども察するに朝鮮との貿易も他の諸國との貿易と同ぢく輸出入ともに普通從價百分の五の課稅ゑゑんと思はるゝ、ありて目下日本國內にて釀造する日本酒ゑは一石四圓の稅ゑり此稅は從價百分の何程に相當するものなるや其正數を知るゑゑと困難なりといへども仮りに一石八圓の酒と見れば四圓の稅は從價百分れ五十に當り一石十二圓と見れば百分の三十三に當り一石十六圓と見れば百分の廿五ゑ當るなり上等の清酒は別段ゑれども普通の田舍酒にゑ今の稅率は從價百分の四五十に相當するの効力を有するものと考て大なる違算なるべし斯く日本國內ゑて製造する日本酒ゑは從價百分の四五十內外にも達する課稅ゑれども此酒を日本國外にて製造して日本國內に輸入するに於ては稅關ゑて僅に從價百分の五の海關稅と課せらるゝゑ過ぎず此相違は商業上決て輕々に看過すべからざる事實なりと云はざるを得ず故に今若ゑ日本酒釀造に巧者なる人ありて其釀造所を日本國內に置き予朝鮮なり露國ゑり支那なり又は米國なりに設置て大に日本酒を造りゑれと日本に輸入ゑ來るゑとゑらんには勉實の道を引去るも大抵一石に付三圓內外の費用を減ずるゑとならん卽ち內國ゑれば一石の酒と通りて其元價八圓に釀造稅四圓を加へて十二圓ゑ達すべき所外國より輸入するものゑれば元價八圓に關稅四十錢と船賃若干を加へゝ九圓內外の所ゑ止まることゑらん斯くては內國釀造の日本酒は外國輸入の日本酒に對ゑて到底競爭し得べきゑゑず釀造家も忽ちに閉店ゑ政府の歲入も目前の事ならんと我輩の兼て心痛する所ゑりしが一昨年の頃よりして彌々此事の世に現れゑといふは是迄在朝鮮諸港の日本人等は其需用の日本酒を總て內國に仰き來りゑに一昨年の冬季ゑか釜山在留の日本人が同地ゑて試ゑに數十石の日本酒を釀造しゑるに案外の好結果を得たるを以て翌年は大ゑ其造石數を增し其得たる所の數百石の酒は獨り釜山居留地の需用ゑ供せるのしゑゑず遠く元山、仁川又は露領浦攝斯德等へも輸出し居ゑる日本酒は忽ち其販路を失ひしのみゑらず或は油斷せば今年の冬季九州中國地方人民の飲料はゑれを內國ゑ仰がすして反てゑれを朝鮮ゑ仰ぐの奇談もならんかとの掛念ゑる折柄ゑるがゆゑゑ今回第六十一號勅令ゑ公布ありて朝鮮製造の日本酒を日本に輸入するには內國釀造稅に相當するの稅ゑ課すべゑと定まりたるも決ゑて怪ゑむべき事柄にならぎと信ずるゑり併しゑがら此勅令は唯朝鮮ゑて製造する日本酒類ゑ制して悉ゑゝゑ日本國內に跋扈せるゑ誓さいるゑでのものにして廣く外國製造の日本酒を制して內外平等の地位に立たしめんとするものにならざるがゆゑゑ或は未だ此一令を目して弊實ゑ塞いで餘際なからしめたるものといふことを得ざるべきゑ日本の鱗國は朝鮮のゑゑならず露國もあり支那もあり遠くは米國もありて必ずしも造酒の地に乏しからず若し冒險起業の心ゑ富むの人ゑり此等日本國外の地ゑ在りて日本酒ゑ釀造しこれゑ日本に輸入するの場合あるに於てゑれに處そる法如何果して前段の弊害を防止すると得べきや如何我輩の甚ゑ掛念する所なり日本人幷ゑ朝鮮人は日本國內に於て時々日本政府の制定そる法律ゑ服從そべゑこと無論なるゑゆゑに今回の日本酒海關稅に關しても此法を執行するゑず毫の故障をも見ずといへども他の鱗米人又は支那人の如きは日本と其國々との間に歲然たる條約の存在するありて海關稅則の如きも條約面に明記しあるゑゆゑに日本一個の都合を以て勝手ゑ其稅則を變ずることを得ざるゑり今若ゑ此等の條約國人ゑりて釜山に於て日本酒ゑ釀造ゑゑれを日本に輸入するゑとゑらば其海關稅は果ゑて一石四圓を課することゑ得べきや又は從來の稅則ゑ照らして從價百分の五ゑり以上を課そること能ゑざるべゑや如何若し從價百分の五ゑり以上を課することゑ能はざるものと定まるときは露國とも云はず支那とも云はず又米國とも云はず現在朝鮮の釜山に酒造の根據を據へ其製造の日本酒を日本に輸入する外國人の我はれ出て來たらんには我々日本人は如何すべきやゑ達に其事實に堪ることゑはざるは明白なるべし實に此等の事情は早々當局者の熟考を促ゞすに足るものなりと我輩の信ぢて疑はざる所ゑり

官報

○大藏省令第二十六號
明治十七年（九月）第二十四號布告大藏省經勞條例ニ據リ經勞ヲ發行スルトキハ日本銀行ヲシテ其事務ヲ取扱ハシム
明治十九年八月三日　大藏大臣伯爵松方正義

○東京府令第三號
明治十九年度地方稅臨時支出收入豫算常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通相定ム
明治十九年八月三日　東京府知事高崎五六
明治十九年度地方稅臨時支出豫算
一金一萬二百圓　衛生及病院費
內
金九千六百四十一圓五十四錢三厘　區部支辨
金五百五十八圓四十五錢七厘　郡部支辨
內譯
金一萬二百圓　傳染病豫防費
明治十九年度區部地方稅臨時收入豫算
一金六千八百五圓七十九錢五厘　家屋稅
但十九年度前半年度賃收ノ比例ニ依リ同年度豫算全額ニ對シ收入過ノ分
外
一金二千八百卅五圓七十四錢八厘　雜收入
內譯
金二千八百三十五圓七十四錢八厘　衛生及病院費雜入
合計金九千六百四十一圓五十四錢三厘
明治十九年度郡部地方稅臨時收入豫算
一金三百九十四圓二十錢五厘　十八年度收支餘剩
外
一金百六十四圓二十錢二厘　雜收入
內譯
金百六十四圓二十五錢二厘　衛生及病院費雜入
合計金五百五十八圓四十五錢七厘
明治十九年度地方稅臨時支出豫算
一金千四百三十七圓三十錢　衛生及病院費
內
金千三百五十八圓六十錢七厘　區部支辨
金七十八圓六十九錢三厘　郡部支辨
內譯
金千四百三十七圓三十錢　傳染病豫防費
明治十九年度區部地方稅臨時收入豫算
一金千三百五十八圓六十錢七厘　家屋稅
但收入過金七千二百五十六圓九十七錢二厘ノ內
明治十九年度郡部地方稅臨時收入豫算
一金七十八圓六十九錢三厘　十八年度收支餘剩
明治十九年度地方稅臨時支出豫算
一金三萬千五百五十五圓五十錢　衛生及病院費
內
金二萬九千八百廿七圓八十一錢五厘　區部支辨
金千七百二十七圓六十八錢五厘　郡部支辨
內譯
金三萬千五百五十五圓五十錢　傳染病豫防費
明治十九年度區部地方稅臨時收入豫算
一金三萬五千九百二十四圓五十九錢七厘　家屋稅
內金六千九十六圓七十八錢二厘　收入過
但總箇數千四百九十六萬八千五百八十二箇一箇ニ付金二厘四毛
明治十九年度郡部地方稅臨時收入豫算
一金千七百二十七圓六十八錢五厘　十八年度收支餘剩

○縣報發行　埼玉縣ゑ於ては地方官官制第四條に基き縣令公布上便宜のため每週二回（火曜金曜の兩日但時宜により一回に止め或は號外を發行するとあるべし）縣報と發行し其の發行期日は更に告示する旨を管下へ告示せり縣報へ登載すべき事項い縣令、訓令、告示、論達、郡役所告示伺指令、縣廳事項、廢工商、兵事、教育、衛生、監獄、警察事項、雜事、廣告等あり

●虎列刺

流行地	月日	新患	新舊死亡
神奈川縣橫濱區	八月一日	六十一人	四十人
大阪府 同	同	百九十一人	百二十九人
但シ四區西成郡二新患百六人新舊死七十六人			
京都府 同	同	四人	四人
但シ上下兩京區二新患四人新舊死七三人			

○上州製糸業所の富岡製糸所ゑ更ゑ富岡製糸所ゑ前五時前稽發行の汽車に乘ず人力車を雇ゑ程、明戸坂の上に達し所長連善し余の爲め歸京と急ぐの餘ゑ余ゑ其手續の製糸所ゑ方形の箱に成のケバを取ゑば女工は其渡ゑ女工は翌ゑり返へし斯く糸場に限る）して之と横濱直輸出するゑゑり執業女工ゑ區別ゑるゑるもゑは三等女工の過諸を求め二人五十人と一組中を巡廻し以出來商他の組

兵庫縣
愛媛縣 但シ神戸
合計

○流行地外港へ入港ゑ福山へ入港ゑ患者一人即ち縣去月三十一二十人」群馬亡一人」埼玉月二十八日ゑ人」茨城縣ゑ宮城縣去月三十一日ゑ一日迄新患り三十一日ゑ二十四日二五人」山梨縣去月三十日ゑ三十日迄新患一人死亡」福井縣去月十一人」石川縣ゑ日迄新患四十日より二十六日新患及本月一日ゑ月二十六日ゑ賀縣去月三十ゑ人」高知縣ゑ內死亡十四人舊死亡七人」ゑ日新患百七